

特記仕様書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、道路メンテナンス事業 市道松永飯野線・銀山橋補修工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第2条 準拠法令等

本工事は、契約書及び図面によるほか、この特記仕様書並びに下記仕様書等により施工しなければならない。

- (1)土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部）
- (2)土木請負工事必携（鹿児島県土木部）
- (3)土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部）
- (4)道路事業の手引（鹿児島県土木部）
- (5)コンクリート標準示方書（土木学会）
- (6)道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (7)道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (8)その他最新の関係要綱、指針、示方書等及び関係法令規則等

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第3条 契約変更

本工事の契約数量は、別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

第4条 前払金

請負金額の10分の4以内で支払うことができる。

なお、当初設計においては、前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるので、前払いによる補正の率は変更しない。

第5条 工期

本工事の工期は、令和9年3月12日限りとする。

第6条 配置技術者等の途中交代

1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- (1)受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期

が延長された場合

(2)橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

(3)一つの契約工期が多年に及ぶ場合

2 上記1のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第7条 監理技術者等の専任を要しない期間

1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第8条 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

(1)契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2)工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間

(3)橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

(4)前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第9条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。ただし、本市における災害復旧工事については兼任できる工事の件数を制限しないこととし、（６）に規定している担当する工事現場の稼働日は可能な限り重複しないこととする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の（１）、（２）及び（６）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については（２）、（４）、（５）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

（１）兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が４５００万円未満であること※設計変更により、兼任するそれぞれの工事の請負代金が４５００万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

（２）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること。

（３）兼任する工事は、概ね１時間以内で移動できる範囲

（４）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

（５）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。

（６）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第１２条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第 10 条 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第 11 条 ダンプトラック等による過積載等の防止について

(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。

(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。

(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(7) (1) から (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第 12 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1 本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程毎の作業内容・解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
アスファルト（掘削）	アドバンテック 南薩アスコン工場	南さつま市加世田川畑地内	L=15.6 km
無筋コンクリート	アドバンテック 南薩アスコン工場	南さつま市加世田川畑地内	L=15.6 km

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこのかぎりではない。

第 13 条 仮設設備関係

特になし

第 14 条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)）を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

第 15 条 県産資材の優先使用について

1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

指定資材 (7 品目)	生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝
----------------	--

3 前項で定めた不使用状況報告書において、第 1 項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。

4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

5 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

第 17 条 管内建設業者の優先活用について

1 受注者は、工事の一部を下請けに付する場合は、南薩振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。

3 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

4 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

第 18 条 週休二日工事について

本工事は、週休 2 日工事の対象であり、「週休 2 日工事实施要領」に基づき取り組むこととする。

第 19 条 電子納品について

本工事は、電子納品の対象とする。電子納品とは、「南九州市電子納品の手引き」（南九州市ホームページ掲載）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。電子納品の運用にあたっては、「南九州市電子納品の手引き」に基づき行うものとする。

第 20 条 その他

1 通行止めを行う作業は、関係自治会、関係者等と十分協議をすること。

2 本工事では河川区域内に足場設置を計画していることから、河川管理者の占用許可後に工事着手するものとする。